

(仮称) 新宿区暴力団排除条例(案)の骨子について

1 目的

区内において暴力団の排除活動を進めることにより、区民の安全で安心な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とします。

2 定義

- 暴力団
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。
- 暴力団員
法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
- 暴力団関係者
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいいます。
- 区民
区内に居住し、勤務し、通学し、又は活動する者をいいます。
- 事業者
区内で事業(その準備行為を含む。以下同じ。)を行う法人その他の団体及び個人をいいます。
- 区民等
区民、区内に滞在する者及び事業者をいいます。
- 暴力団排除活動
暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれによる区民の生活又は区内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいいます。

3 基本理念

暴力団の排除活動は、「暴力団と交際しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」を基本とし、区、区民等及び警察その他関係機関が相互に連携、協力して推進します。

4 適用上の注意

条例の適用に当たっては、暴力団排除を推進するための取組みによって、区民等の権利を不当に侵害しないように留意します。

5 区の責務

区は、区民や事業者及び警察等関係機関との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進します。

6 区民等の責務

区民等は、暴力団排除活動に資する情報を知った場合には、区や警察等にその情報を提供するとともに、区が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するように努めます。

7 暴力団の威力を利用することの禁止

区民等は、債権の回収、紛争の解決等のために、暴力団員を利用したり、自分が暴力団と関係があることを利用して相手方を威圧するなど、暴力団の威力を利用してはなりません。

8 暴力団に対する利益の供与の禁止

区民等は、暴力団の威力を利用したり、暴力団の活動、運営に協力する目的で、暴力団関係者又はこれらの者が指定した者に対して、金品など暴力団の利益になるものを提供してはなりません。

9 区の行政対象暴力に対する措置

区は、区の契約や許認可等の事務に対し、暴力団の威力を示して行う不当な要求等から職員を守り、公務の適正を図るため、対処方法やその他必要な措置を講じます。

10 区の契約に係る暴力団排除の措置

区は、区が発注する工事その他区の契約により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益にならないよう、暴力団関係者の関与を防止する措置を講じます。

11 区の事務又は事業における措置

前項のほか、補助金、交付金の交付その他の区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益にならないよう、必要な措置を講じます。

12 区が設置する公の施設における措置

区が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときには、施設の利用を認めず又は利用を中止できるようにします。

13 生活保護における措置

生活保護費が暴力団の維持や存続のために支給されることとならないよう、保護を申請し、若しくは申請しようとし、又は現に保護を受けている者が、暴力団員と疑われる場合には、必要な措置を講じます。

14 広報及び啓発

区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深め、暴力団排除活動の気運を醸成するため、必要な広報及び啓発を行います。

15 区民等に対する支援

区は、区民等が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、相談、助言、その他必要な支援を行います。

16 青少年に対する支援

青少年（18歳未満）の教育や育成に携わる者は、青少年に対し、青少年の暴力団への加入防止や、暴力団員による犯罪の被害を受けないように助言、指導します。

また、区は、青少年の教育又は育成に携わる者に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

17 区民等の安全確保のための措置

区の施設において行われる行事に対する暴力団員の関与その他暴力団の威力を示して行う行為があると認めるときは、警察に対し、区民等の安全及び平穏な生活を確保するために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、施設の管理者と連携を図り、適切な対応を取るよう努めます。

18 個人情報の提供

区は、区の事務事業や区の公の施設の利用などから暴力団の排除を図るため、警察等関係機関や区民等から情報の提供を受けるとともに、必要があるときは、区が保有する個人情報を警察に提供します。